

# 令和8年度（2026年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引き

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、法人や個人で工場や商店・アパートなどを経営され、その事業のために使用している償却資産をお持ちの方には、毎年1月1日現在の太子町内にある償却資産の所有状況を申告していただくことになります（地方税法第383条）。

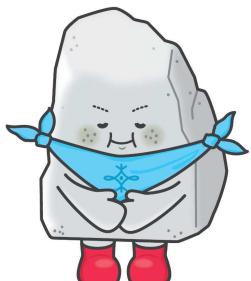
つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成いただき、期限内にご提出いただきますようお願ひいたします。

提出期限	令和8年2月2日（月） ※できるだけ1月16日（金）までにご提出ください ようご協力をお願いいたします。
提出 お問い合わせ先	〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鷦280番地1 太子町役場総務部税務課 資産税係 TEL:079-277-1014（直通）

## \* 申告書の提出方法

### ● 役場に提出する場合

太子町役場行政棟1階7番窓口（税務課資産税係）にご提出ください。



### ● 郵送の場合

お手元に控用が必要な場合、お手数ですが、内容を記入した後、提出用の申告書をコピーしていただきますようお願いします。

※ 受付印を押した申告書（控用）が必要な方は、その旨がわかるよう申請していただき、宛先の記入と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ 宛先として使用いただけるラベルを裏表紙に印刷していますので、切り取ってご利用ください。

### ● 電子申告の場合

地方税ポータルシステムeLTAX（エルタックス）を利用した町税の電子申告を受付しています。

※ eLTAXのご利用については、[地方税共同機構のホームページ](https://www.eltax.lta.go.jp/)（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

お電話でのお問い合わせは  
eLTAXヘルプデスク TEL:0570-081459  
(上記でつながらない場合 TEL:03-6745-0720)  
受付時間 9:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

## 目 次

I 償却資産の申告について	… 2	IV 償却資産の課税のしくみ	… 9
II 償却資産のあらまし	… 4	V 国税との比較	… 10
III 課税標準の特例	… 8	VI 儗却資産申告書の書き方	… 11

# I 儗却資産の申告について

## 1 申告していただく方

令和8年1月1日現在、太子町内に事業用の償却資産(4ページ参照)を所有している個人または法人です。例えば、工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、土地や家屋以外に事業のために使用する資産を所有されている方が該当します。

なお、1月1日以降、廃業などで事業を廃止された場合であっても、1月1日現在で事業用の償却資産を所有されていれば、当該年度の課税対象になります。

また、事業用の償却資産を所有されていない場合でも、申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入いただき、ご申告ください。

## 2 提出していただく書類

申告書の記載例(11~13ページ)をご参考の上、下記提出書類に必要事項を記入し提出してください。

### ● 本年度からはじめて申告される方

申告内容	提出書類	申告書	種類別明細書		注 意 事 項
			増加資産分	減少資産分	
申告する資産がある場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	-	令和8年1月1日現在、太子町内に所有している全ての資産を記入してください。
申告する資産がない場合	<input type="radio"/>	-	-	-	申告書の「18 備考」の「該当資産なし」にチェックしてください。

### ● 前年度までに申告されている方

申告内容	提出書類	申告書	種類別明細書		注 意 事 項
			増加資産分	減少資産分	
資産の増減がない場合	<input type="radio"/>	-	-	-	申告書の「18 備考」に「増減なし」と記入してください。
増加した資産がある場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	-	増加資産分種類別明細書に前年中に増加した資産をすべて記入してください。
減少した資産がある場合	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>	-	減少資産分種類別明細書にて前年中に減少した資産に2重線(見え消し)を引いてください。※1
増加・減少した資産がある場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	前年中に増加した資産は増加資産分種類別明細書に記入し、前年中に減少した資産は減少資産分種類別明細書にて減少した資産に2重線(見え消し)を引いてください。※1

※1 独自様式をご利用の場合は、これによらない方法でも減少資産が特定できれば問題ありません。

## ● 令和8年1月1日現在、町内で事業をしていない方

申告書の「18 備考」欄に、記入例のように記入の上、申告書のみ提出してください。

理由	記入例
倒産・廃業	「〇年〇月〇日 倒産(もしくは廃業)」
(営業所の)町外転出	「〇年〇月〇日〇〇市へ転出」
個人廃業・法人設立	「〇年〇月〇日法人設立。法人名〇〇株式会社」
相続・合併	「〇年〇月〇日 相続(合併)」及び 「被相続人・被合併法人の氏名・名称、住所・所在地」

※その他、解散・休業等についても同様に「18 備考」欄にご記入ください。

## ● 自社電算機により、全資産申告される方

自社電算機により所有資産全て(令和8年1月1日現在)の評価額等を計算した上でご申告ください。

提出書類	地方税法施行規則第26号様式に準じている	償却資産申告書(任意の様式でも可) ※太子町が送付した申告書を添付してください。
		種類別明細書(自社電算機により打ち出されたもの) ※増減資産がある場合は増減がわかる明細書を添付してください。

## 3 申告しない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、太子町税条例第75条の規定により過料が、また虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科される場合があります。

## 4 申告内容の実地調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であるかを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、税務課職員より問い合わせや資料提供の依頼、実地調査にお伺いすることがありますのでご協力ををお願いいたします。

なお、上記の確認や調査に伴い、申告内容の修正(修正申告)をお願いする場合があります。

## \* マイナンバーの記載に係る本人確認について

個人番号が記載された申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施します。申告書を提出する際は、以下の資料をご用意いただきますようお願いします。

	番号確認資料	身元確認資料
窓口	個人番号カード 通知カード 個人番号が記載された住民票	-
郵送	上記の写し	(1点でよいもの) 免許証など写真付身分証明書 (2点必要となるもの) 各種健康保険証、年金手帳など
eLTAX	電子証明書等で確認するので不要です。	上記の写し

## II 償却資産のあらまし

### 1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、無形固定資産(ソフトウェアなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは対象から除かれますので、ご注意ください(7ページ参照)。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

### 2 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。)

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 簿外資産(帳簿には記載されていない資産)
- ④ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(すでに完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ⑥ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います)
- ⑦ 福利厚生の用に供するもの
- ⑧ 貸付資産(リース資産)→5ページ参照
- ⑨ 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却した資産
- ⑩ 大型特殊自動車→下記「償却資産の種類と具体例」の「5 車両及び運搬具」参照

(2) 耐用年数が1年を超えて取得価額(1個あたりまたは1組あたり)が10万円以上の資産

※ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。

詳しくは「少額減価償却資産の取扱いについて」(7ページ)をご参照ください。

#### ● 償却資産の種類と具体例

資産の種類	申告が必要な資産例
1 構築物	塗装路面、看板(広告塔等)、外構工事(門、塀、庭園、外灯等)、フェンス、カーポート、その他固定資産税上家屋として評価されない建物(自転車置場、簡易プレハブ建物、テント倉庫等)など
建物附属設備※1	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、動力配電設備、防犯設備、内装設備(賃借人など家屋の所有者以外の者が取り付けた場合)など
2 機械及び装置	機械式駐車設備、各種製造業の製造機械、建設機械(クレーン等)、運搬設備(ベルトコンベア等)、その他各種業務用機械及び装置など
3 船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、遊覧船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具	フォークリフト・ショベルローダー等の大型特殊自動車(分類番号が「0、00~09及び000~099」若しくは「9、90~99及び900~999」の車両)※2
6 工具・器具及び備品	パソコン、コピー機、電話機、看板(ネオンサイン等)、金庫、医療機器、理美容機器、スポーツ器具、パチンコ台、自動販売機、陳列ケース、テレビ、音響機器、レジスター、冷蔵庫、製氷機、机、椅子、壁掛けエアコンなど

※1 建物附属設備には、家屋として課税されるものと償却資産として課税されるものがあります(6ページ参照)。

※2 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。

## ● 業種別の主な償却資産

業種	対象となる主な償却資産の例示
共通	駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、看板、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、応接セット、受変電設備など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店	接客用家具及び備品、自動販売機、厨房設備、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケセットなど
理容業・美容業	理容・美容いす、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電子血圧計、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット)、各種キャビネット、待合用いすなど
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
自動車修理業	旋盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、ドリル、グラインダー、コンデンサーなど
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピーなど
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機など
農業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、農業用器具など
駐車場業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置など
不動産貸付業	駐車場アスファルト舗装、コンクリート舗装、看板、門、塀、外灯、フェンス、側溝、緑化設備(植木等)、自転車置場、太陽光発電設備など

## ● 所有権留保付売買(割賦販売など)について

所有権が売主に留保されている場合であっても、原則、買主の方が申告することとなります。

※地方税法第342条第3項、地方税法取扱通知第3章第1節第1⑩

## ● リース資産について

契約の内容により、貸主の方に申告していただく場合と、借主の方に申告していただく場合に分かれます。

リース契約の内容	申告が必要な方
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンスリース等)	貸主
売買にあたるようなリース資産	原則として借主

## ● 家屋と償却資産との区分について

家屋の建築設備(建物附帯設備)について、固定資産税においては、それらの設備を家屋と償却資産に区分して評価します。家屋と設備等の所有関係によって、下記のように取り扱いが異なりますのでご注意ください。

### 1 家屋と設備等の所有者が同じ場合

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。詳細な資産の内容は、「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

償却資産とするもの 《申告が必要》	・構造上家屋と一緒にないもの(屋外給水塔、壁掛けエアコン等) ・独立した機械・装置としての性格が強いもの(発電機、蓄電池設備等) ・特定の生産又は業務の用に供されるもの(電気設備、ガス設備、給排水設備等) ・サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)
家屋とするもの 《申告は不要》	・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの(電気設備、ガス設備、給排水設備、消火設備、空調設備等) ※ただし、賃借人(テナント)が、貸借している家屋にこれらの設備や内装設備等を取り付けた場合は、賃借人(テナント)の方の償却資産として課税対象となります。

### 2 家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の賃借人(テナント)などの家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するため取り付けた建築設備や内装設備※は、取り付けた方(賃借人等)が償却資産として申告する必要があります。

※「特定附帯設備」といいます。地方税法第343条第10項、太子町税条例第54条第8項

### 3 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。家屋と設備等の所有者関係が異なる(テナント等)場合は、当該設備等はすべて償却資産申告の対象です。

設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
発電機設備、蓄電池設備、受変電設備		○		○
動力配線設備	○			○
中央監視制御装置		○		○
屋外コンセント設備、屋外照明設備		○		○
屋内コンセント設備、屋内照明設備	○			○
屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備	○			○
空調設備(ビルトインエアコン等の家屋と構造上一体のもの)	○			○
消火栓設備、スプリンクラー設備	○			○
エレベーター、エスカレーター、ダムウェーラー等	○			○
広告塔、ネオンサイン、看板		○		○
床、内壁、天井仕上、店舗造作等	○			○
外構工事(門、舗装、塀等)		○		○

※特定の生産又は業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。

## ● 太陽光発電設備について

太子町内に個人や法人が設置した太陽光パネルを用いて売電を行う場合は、当該太陽光発電設備は固定資産税(償却資産又は家屋)の対象となる場合があります。

償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備の区分は以下のとおりです。

設置者	余剰売電・全量売電(10kW以上)	余剰売電(10kW未満)
個人(住宅用)	課税対象	課税対象外
個人(事業用)	課税対象	
法人	課税対象	

※家屋の屋根材(ソーラーパネル葺)として家屋と一緒にになっているものは、家屋の評価額に含まれるため、  
償却資産の申告対象外となります。

### 3 申告の対象となる資産

※次の資産は償却資産の対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産(特許権、営業権、ソフトウェア、電話加入権等)
- ③ 繰延資産(開業費、開発費等)
- ④ 棚卸資産(商品、製品などで貯蔵中のもの)
- ⑤ 生物(ただし観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は申告対象)、立木、果樹
- ⑥ 美術品(絵画、骨董品等で時の経過により価値の減少しないもの)
- ⑦ 1月2日以降に取得し、翌1月1日までの間に減少した資産
- ⑧ 少額である資産その他政令で定める資産

(※詳細は下記「少額減価償却資産の取扱いについて」を参照ください)

#### ● 少額減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号・地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告の対象から除かれる資産(少額資産)とは次に示すものをいいます。

- (1) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金(必要経費)に算入されるもの
- (2) 取得価額20万円未満の資産のうち、3年間で一括して損金(必要経費)に算入されるもの
- (3) 法人税法第64条の2又は所得税法第67条の2第1項に規定する取得価額20万円未満のリース資産

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の特例を適用して損金(必要経費)に算入した資産や、個別に減価償却している資産は償却資産(固定資産税)の申告対象となります。

○ 申告必要 × 申告不要

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

※個人の方は、10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

### 4 非課税となる資産

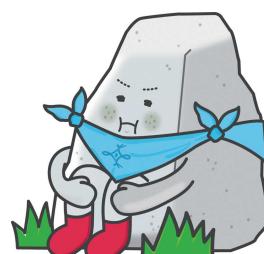
地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産は、非課税の対象となり、固定資産税が課税されません。

#### ● 非課税の対象となる償却資産の例

《一部抜粋》

非課税対象資産	施設例
・小規模保育事業の用に供する固定資産	認定こども園
・児童福祉施設の用に供する固定資産	児童発達支援センター
・障害者支援施設の用に供する固定資産	養護老人ホーム
・老人福祉施設の用に供する固定資産など	通所介護施設など

※適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産のすべてが非課税となるわけではありません。



### III 課税標準の特例

#### \* 課税標準の特例の対象となる資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、旧法附則第64条に規定する資産には、課税標準の特例が適用されます。法令の改正に伴い、特例の適用規定が変更となる場合があります。

#### 《一部抜粋》

適用条項	特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	添付書類	
地方税法附則第15条第43項	中小事業者が「認定先端設備等導入計画」に従って取得した先端設備等	賃上げ方針の記載なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得	3年間	1/2	太子町産業経済課※から交付された認定書の写し 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し(一式) 工業会等による使用等証明書の写し ※産業経済課(TEL:079-277-5993)
			令和7年4月1日以後	適用なし		
		賃上げ方針の記載あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得	5年間	1/3	
			令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得	4年間	1/3	
		1.5%以上の賃上げ方針の記載あり	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得	3年間	1/2	
		3.0%以上の賃上げ方針の記載あり	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得	5年間	1/4	

課税標準の特例の要件等については、太子町ホームページ  
《組織から探す-税務課-固定資産税-わがまち特例について》にも掲載しておりますので、ご確認ください。



# IV 償却資産の課税のしくみ

## 1 評価額の算出方法

評価していただく資産1件ごとに、取得年月・取得価額・耐用年数に基づき、1月1日現在の評価額を算出します。なお、算出した評価額の小数点以下は切り捨てとなります。

前年中に取得したもの	取得価額 × (1 - r/2) = 評価額
前年前に取得したもの	前年度評価額 × (1 - r) = 評価額

※「r」は耐用年数に応ずる減価率です。

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず、半年分の減価があつたものとして算出します。

※毎年この方法により計算を行い、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が、その資産の評価額となります。

### ● 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

上記の計算式で算出した「各資産の評価額の合計」が「課税標準額」になります。

※課税標準額の特例が適用される場合(8ページ参照)は、特例の対象資産の評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

## 2 税額の計算方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額}(1,000\text{円未満切り捨て}) \times \text{税率}(1.4\%) = \text{税額}(100\text{円未満切り捨て})$$

### 3 免税点について

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

課税標準額が150万円未満の場合でも申告は必要です。  
償却資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。



### 4 納付について

固定資産税の納税通知書は毎年4月中旬に発送しています。  
納期限は4月30日、7月31日、12月25日、翌年2月末です。(各納期限が閉庁日の場合は、翌開庁日に納期限を設けています。)

※口座振替をはじめ、窓口納付やスマートフォン決済アプリ等の納付方法をお選びいただけます。

詳しくは、太子町ホームページ《組織からさがす-税務課-町税のあらまし》内の各ページをご確認ください。

## V 国税との比較

### 1 国税との主な相違点について

地方税(固定資産税)と国税(法人税・所得税)では申告の際、次のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の基準日	決算期日	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	定率法のみ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳	認められます	認められません (圧縮前の取得価額を記入してください)
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円(備忘価額)	取得価額の100分の5

### 2 国税資料等の閲覧について

太子町では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、太子町への申告内容に差異が認められた場合は、個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

VI 償却資産申告書の書き方

告白書

※ ここに記載例として挙げるものは、太子町の様式で申告書等の提出される場合に例としていたくものです。これによらない第26号様式でも、必要事項が記載されていれば、受付可能です。

## ○ 種類別明細書(増加資産分)

前年中に取得した資産、町外の事業所から移動してきた資産及び申告漏れ資産について記載してください。  
また、この記載例によらない特記事項がございましたら、余白部分に記入するよう記載してください。

(増加資産分) 申告年度が記載されているか確認してください。

所有者名を記載してください。

氏名

資産種類

資産名

(納税義務者:

PAGE

資産番号	種類	資産の名称・形式及び規格	数量	取得時期	耐用年数	取得価額(円)	減価償却率	帳簿価額(円)	本年度評価額(円)	特例税率(%)	特例適用理由	本年度課税標準額(円)	事務手数料
1	フェンス	1	500	2月	10年	1,800,000							
2	太陽光発電	1	500	4月	17年	10,000,000							
2	ベルトコンベア設備	1	500	6月	10年	1,500,000							
6	コピー機	1	500	10月	4年	200,000							

資産の種類を数字で記入してください。
構築物.....1
機械装置.....2
船舶.....3
航空機.....4
車両・運搬費.....5
工具・器具及び備品.....6
(種類別明細書下記[種類欄 参照])

該当資産の名称、規格等を資産の種類別に記載してください。  
漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を使用して、ていねいに記載してください。

取得した年月を記載してください。  
年号については、明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5  
それぞれの年に対応する数字を記載してください。  
例: 令和2年取得の場合は、「502」と記載してください。

該当資産の数量を記載してください。

新規の場合及び本町から送付した申告書の場合(は記載の必要はありません。  
独自様式の場合、本町の申告書に記載されているコードを転記してください)。

行 順 号	規 品 別	資 産 名	資 産 類 别	資 産 用 途 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	資 産 使 用 年 数 别	
1	1	フェンス	1	500	2月	10年	1,800,000							
2	2	太陽光発電	1	500	4月	17年	10,000,000							
2	2	ベルトコンベア設備	1	500	6月	10年	1,500,000							
6	6	コピー機	1	500	10月	4年	200,000							

該税標準の特例を適用する資産の  
特例コード欄に「〇」を記載してください。  
特例適用率が不明な場合は、空欄  
でおいてください。

本年度課税標準額(円)

事務手数料

增加事由について、該当する番号を記載  
してください。  
新品取得.....01  
中古品取得.....02  
移動による受入れ.....03  
その他の.....04  
(種類別明細書下記[事由]欄参照)

本年度評価額及び本年度課税標準額を記載してください。

○ 種類別明細書(減少資産分)

申告年度が記載されているか確認してください。

(減少資産分) 令和〇〇年度 資産種類別明細書  
所有者名を記載してください。  
前半中に減少した資産がある場合はその資産を消ししてください。

資産番号	資産の名称・形式及び規格	数量	取得時期	耐用年数	取得価額	減価償却率	帳簿価額	本年度評価額	特例適用コード	本年度課税標準額(円)	事由
0001009	1 アスフルト塗装	1	426年1月	10年	2,000,000	0.794		1,424,436		1,424,436	12
			263	3年	3,300,000						
			263	3年	3,300,000						
0001002	2 パワーショベル	1	405年5月	5年	5,000,000	0.631		250,000		250,000	1
0001003	6 バイコン	1	415年6月	4年	250,000	0.562		12,500		12,500	1
0001004	6 電話設備	1	415年9月	6年	3,000,000	0.681		150,000		150,000	1
0001005	5 プロジェクター	1	415年9月	5年	150,000	0.631		7,500		7,500	11
0001006	6 テレビ	1	420年2月	5年	600,000	0.631		30,000		30,000	1
0001007	6 フロアーワーク	1	420年11月	6年	1,000,000	0.631		50,000		50,000	1

太子町から送付した種類別明細書(減少資産分)には、前年度までに申告いただいた内容が記載されています。

その中から、減少した資産を二重線で削除(見え消し)してください。

※ 独自様式で提出いただく場合は、これによらない方法でも減少した資産の情報が正確に確認できる場合は受け付けてください。

減少事由を種類別明細書下記[事由]欄を参照し、余白部分に記載してください。

1 申込	1. 建築物	2. 有形固定資産	3. 有形	5. 常備および消耗品	6. 中古品取扱	7. 修繕による受入れ	8. その他
2 大正	11. 先鋒	12. 清水	3 和	41. 一般用具	42. その他の施設	43. 修繕打正	44. その他
3 昭和	41. 一般用具	42. その他の施設	4	4	5	5	5
4 平成							
5 令和							

- 1 申込  
2 大正  
3 昭和  
4 平成  
5 令和  
  
1. 建築物  
2. 有形固定資産  
3. 有形  
4. 航空機  
5. 常備および消耗品  
6. 工具・器具および備品  
7. 中古品取扱  
8. 修繕による受入れ  
9. その他  
10. その他の施設  
11. 先鋒  
12. 清水  
13. 修繕  
14. その他  
15. その他の施設  
16. 修繕打正  
17. その他  
18. その他の施設  
19. 修繕打正  
20. その他  
21. その他の施設  
22. 修繕打正  
23. その他  
24. その他の施設  
25. 修繕打正  
26. その他  
27. その他の施設  
28. 修繕打正  
29. その他  
30. その他の施設  
31. 修繕打正  
32. その他  
33. その他の施設  
34. 修繕打正  
35. その他  
36. その他の施設  
37. 修繕打正  
38. その他  
39. その他の施設  
40. 修繕打正  
41. その他  
42. その他の施設  
43. 修繕打正  
44. その他  
45. その他の施設  
46. 修繕打正  
47. その他  
48. その他の施設  
49. 修繕打正  
50. その他  
51. その他の施設  
52. 修繕打正  
53. その他  
54. その他の施設  
55. 修繕打正  
56. その他  
57. その他の施設  
58. 修繕打正  
59. その他  
60. その他の施設  
61. 修繕打正  
62. その他  
63. その他の施設  
64. 修繕打正  
65. その他  
66. その他の施設  
67. 修繕打正  
68. その他  
69. その他の施設  
70. 修繕打正  
71. その他  
72. その他の施設  
73. 修繕打正  
74. その他  
75. その他の施設  
76. 修繕打正  
77. その他  
78. その他の施設  
79. 修繕打正  
80. その他  
81. その他の施設  
82. 修繕打正  
83. その他  
84. その他の施設  
85. 修繕打正  
86. その他  
87. その他の施設  
88. 修繕打正  
89. その他  
90. その他の施設  
91. 修繕打正  
92. その他  
93. その他の施設  
94. 修繕打正  
95. その他  
96. その他の施設  
97. 修繕打正  
98. その他  
99. その他の施設  
100. 修繕打正  
101. その他  
102. その他の施設  
103. 修繕打正  
104. その他  
105. その他の施設  
106. 修繕打正  
107. その他  
108. その他の施設  
109. 修繕打正  
110. その他  
111. その他の施設  
112. 修繕打正  
113. その他  
114. その他の施設  
115. 修繕打正  
116. その他  
117. その他の施設  
118. 修繕打正  
119. その他  
120. その他の施設  
121. 修繕打正  
122. その他  
123. その他の施設  
124. 修繕打正  
125. その他  
126. その他の施設  
127. 修繕打正  
128. その他  
129. その他の施設  
130. 修繕打正  
131. その他  
132. その他の施設  
133. 修繕打正  
134. その他  
135. その他の施設  
136. 修繕打正  
137. その他  
138. その他の施設  
139. 修繕打正  
140. その他  
141. その他の施設  
142. 修繕打正  
143. その他  
144. その他の施設  
145. 修繕打正  
146. その他  
147. その他の施設  
148. 修繕打正  
149. その他  
150. その他の施設  
151. 修繕打正  
152. その他  
153. その他の施設  
154. 修繕打正  
155. その他  
156. その他の施設  
157. 修繕打正  
158. その他  
159. その他の施設  
160. 修繕打正  
161. その他  
162. その他の施設  
163. 修繕打正  
164. その他  
165. その他の施設  
166. 修繕打正  
167. その他  
168. その他の施設  
169. 修繕打正  
170. その他  
171. その他の施設  
172. 修繕打正  
173. その他  
174. その他の施設  
175. 修繕打正  
176. その他  
177. その他の施設  
178. 修繕打正  
179. その他  
180. その他の施設  
181. 修繕打正  
182. その他  
183. その他の施設  
184. 修繕打正  
185. その他  
186. その他の施設  
187. 修繕打正  
188. その他  
189. その他の施設  
190. 修繕打正  
191. その他  
192. その他の施設  
193. 修繕打正  
194. その他  
195. その他の施設  
196. 修繕打正  
197. その他  
198. その他の施設  
199. 修繕打正  
200. その他  
201. その他の施設  
202. 修繕打正  
203. その他  
204. その他の施設  
205. 修繕打正  
206. その他  
207. その他の施設  
208. 修繕打正  
209. その他  
210. その他の施設  
211. 修繕打正  
212. その他  
213. その他の施設  
214. 修繕打正  
215. その他  
216. その他の施設  
217. 修繕打正  
218. その他  
219. その他の施設  
220. 修繕打正  
221. その他  
222. その他の施設  
223. 修繕打正  
224. その他  
225. その他の施設  
226. 修繕打正  
227. その他  
228. その他の施設  
229. 修繕打正  
230. その他  
231. その他の施設  
232. 修繕打正  
233. その他  
234. その他の施設  
235. 修繕打正  
236. その他  
237. その他の施設  
238. 修繕打正  
239. その他  
240. その他の施設  
241. 修繕打正  
242. その他  
243. その他の施設  
244. 修繕打正  
245. その他  
246. その他の施設  
247. 修繕打正  
248. その他  
249. その他の施設  
250. 修繕打正  
251. その他  
252. その他の施設  
253. 修繕打正  
254. その他  
255. その他の施設  
256. 修繕打正  
257. その他  
258. その他の施設  
259. 修繕打正  
260. その他  
261. その他の施設  
262. 修繕打正  
263. その他  
264. その他の施設  
265. 修繕打正  
266. その他  
267. その他の施設  
268. 修繕打正  
269. その他  
270. その他の施設  
271. 修繕打正  
272. その他  
273. その他の施設  
274. 修繕打正  
275. その他  
276. その他の施設  
277. 修繕打正  
278. その他  
279. その他の施設  
280. 修繕打正  
281. その他  
282. その他の施設  
283. 修繕打正  
284. その他  
285. その他の施設  
286. 修繕打正  
287. その他  
288. その他の施設  
289. 修繕打正  
290. その他  
291. その他の施設  
292. 修繕打正  
293. その他  
294. その他の施設  
295. 修繕打正  
296. その他  
297. その他の施設  
298. 修繕打正  
299. その他  
300. その他の施設  
301. 修繕打正  
302. その他  
303. その他の施設  
304. 修繕打正  
305. その他  
306. その他の施設  
307. 修繕打正  
308. その他  
309. その他の施設  
310. 修繕打正  
311. その他  
312. その他の施設  
313. 修繕打正  
314. その他  
315. その他の施設  
316. 修繕打正  
317. その他  
318. その他の施設  
319. 修繕打正  
320. その他  
321. その他の施設  
322. 修繕打正  
323. その他  
324. その他の施設  
325. 修繕打正  
326. その他  
327. その他の施設  
328. 修繕打正  
329. その他  
330. その他の施設  
331. 修繕打正  
332. その他  
333. その他の施設  
334. 修繕打正  
335. その他  
336. その他の施設  
337. 修繕打正  
338. その他  
339. その他の施設  
340. 修繕打正  
341. その他  
342. その他の施設  
343. 修繕打正  
344. その他  
345. その他の施設  
346. 修繕打正  
347. その他  
348. その他の施設  
349. 修繕打正  
350. その他  
351. その他の施設  
352. 修繕打正  
353. その他  
354. その他の施設  
355. 修繕打正  
356. その他  
357. その他の施設  
358. 修繕打正  
359. その他  
360. その他の施設  
361. 修繕打正  
362. その他  
363. その他の施設  
364. 修繕打正  
365. その他  
366. その他の施設  
367. 修繕打正  
368. その他  
369. その他の施設  
370. 修繕打正  
371. その他  
372. その他の施設  
373. 修繕打正  
374. その他  
375. その他の施設  
376. 修繕打正  
377. その他  
378. その他の施設  
379. 修繕打正  
380. その他  
381. その他の施設  
382. 修繕打正  
383. その他  
384. その他の施設  
385. 修繕打正  
386. その他  
387. その他の施設  
388. 修繕打正  
389. その他  
390. その他の施設  
391. 修繕打正  
392. その他  
393. その他の施設  
394. 修繕打正  
395. その他  
396. その他の施設  
397. 修繕打正  
398. その他  
399. その他の施設  
400. 修繕打正  
401. その他  
402. その他の施設  
403. 修繕打正  
404. その他  
405. その他の施設  
406. 修繕打正  
407. その他  
408. その他の施設  
409. 修繕打正  
410. その他  
411. その他の施設  
412. 修繕打正  
413. その他  
414. その他の施設  
415. 修繕打正  
416. その他  
417. その他の施設  
418. 修繕打正  
419. その他  
420. その他の施設  
421. 修繕打正  
422. その他  
423. その他の施設  
424. 修繕打正  
425. その他  
426. その他の施設  
427. 修繕打正  
428. その他  
429. その他の施設  
430. 修繕打正  
431. その他  
432. その他の施設  
433. 修繕打正  
434. その他  
435. その他の施設  
436. 修繕打正  
437. その他  
438. その他の施設  
439. 修繕打正  
440. その他  
441. その他の施設  
442. 修繕打正  
443. その他  
444. その他の施設  
445. 修繕打正  
446. その他  
447. その他の施設  
448. 修繕打正  
449. その他  
450. その他の施設  
451. 修繕打正  
452. その他  
453. その他の施設  
454. 修繕打正  
455. その他  
456. その他の施設  
457. 修繕打正  
458. その他  
459. その他の施設  
460. 修繕打正  
461. その他  
462. その他の施設  
463. 修繕打正  
464. その他  
465. その他の施設  
466. 修繕打正  
467. その他  
468. その他の施設  
469. 修繕打正  
470. その他  
471. その他の施設  
472. 修繕打正  
473. その他  
474. その他の施設  
475. 修繕打正  
476. その他  
477. その他の施設  
478. 修繕打正  
479. その他  
480. その他の施設  
481. 修繕打正  
482. その他  
483. その他の施設  
484. 修繕打正  
485. その他  
486. その他の施設  
487. 修繕打正  
488. その他  
489. その他の施設  
490. 修繕打正  
491. その他  
492. その他の施設  
493. 修繕打正  
494. その他  
495. その他の施設  
496. 修繕打正  
497. その他  
498. その他の施設  
499. 修繕打正  
500. その他  
501. その他の施設  
502. 修繕打正  
503. その他  
504. その他の施設  
505. 修繕打正  
506. その他  
507. その他の施設  
508. 修繕打正  
509. その他  
510. その他の施設  
511. 修繕打正  
512. その他  
513. その他の施設  
514. 修繕打正  
515. その他  
516. その他の施設  
517. 修繕打正  
518. その他  
519. その他の施設  
520. 修繕打正  
521. その他  
522. その他の施設  
523. 修繕打正  
524. その他  
525. その他の施設  
526. 修繕打正  
527. その他  
528. その他の施設  
529. 修繕打正  
530. その他  
531. その他の施設  
532. 修繕打正  
533. その他  
534. その他の施設  
535. 修繕打正  
536. その他  
537. その他の施設  
538. 修繕打正  
539. その他  
540. その他の施設  
541. 修繕打正  
542. その他  
543. その他の施設  
544. 修繕打正  
545. その他  
546. その他の施設  
547. 修繕打正  
548. その他  
549. その他の施設  
550. 修繕打正  
551. その他  
552. その他の施設  
553. 修繕打正  
554. その他  
555. その他の施設  
556. 修繕打正  
557. その他  
558. その他の施設  
559. 修繕打正  
560. その他  
561. その他の施設  
562. 修繕打正  
563. その他  
564. その他の施設  
565. 修繕打正  
566. その他  
567. その他の施設  
568. 修繕打正  
569. その他  
570. その他の施設  
571. 修繕打正  
572. その他  
573. その他の施設  
574. 修繕打正  
575. その他  
576. その他の施設  
577. 修繕打正  
578. その他  
579. その他の施設  
580. 修繕打正  
581. その他  
582. その他の施設  
583. 修繕打正  
584. その他  
585. その他の施設  
586. 修繕打正  
587. その他  
588. その他の施設  
589. 修繕打正  
590. その他  
591. その他の施設  
592. 修繕打正  
593. その他  
594. その他の施設  
595. 修繕打正  
596. その他  
597. その他の施設  
598. 修繕打正  
599. その他  
600. その他の施設  
601. 修繕打正  
602. その他  
603. その他の施設  
604. 修繕打正  
605. その他  
606. その他の施設  
607. 修繕打正  
608. その他  
609. その他の施設  
610. 修繕打正  
611. その他  
612. その他の施設  
613. 修繕打正  
614. その他  
615. その他の施設  
616. 修繕打正  
617. その他  
618. その他の施設  
619. 修繕打正  
620. その他  
621. その他の施設  
622. 修繕打正  
623. その他  
624. その他の施設  
625. 修繕打正  
626. その他  
627. その他の施設  
628. 修繕打正  
629. その他  
630. その他の施設  
631. 修繕打正  
632. その他  
633. その他の施設  
634. 修繕打正  
635. その他  
636. その他の施設  
637. 修繕打正  
638. その他  
639. その他の施設  
640. 修繕打正  
641. その他  
642. その他の施設  
643. 修繕打正  
644. その他  
645. その他の施設  
646. 修繕打正  
647. その他  
648. その他の施設  
649. 修繕打正  
650. その他  
651. その他の施設  
652. 修繕打正  
653. その他  
654. その他の施設  
655. 修繕打正  
656. その他  
657. その他の施設  
658. 修繕打正  
659. その他  
660. その他の施設  
661. 修繕打正  
662. その他  
663. その他の施設  
664. 修繕打正  
665. その他  
666. その他の施設  
667. 修繕打正  
668. その他  
669. その他の施設  
670. 修繕打正  
671. その他  
672. その他の施設  
673. 修繕打正  
674. その他  
675. その他の施設  
676. 修繕打正  
677. その他  
678. その他の施設  
679. 修繕打正  
680. その他  
681. その他の施設  
682. 修繕打正  
683. その他  
684. その他の施設  
685. 修繕打正  
686. その他  
687. その他の施設  
688. 修繕打正  
689. その他  
690. その他の施設  
691. 修繕打正  
692. その他  
693. その他の施設  
694. 修繕打正  
695. その他  
696. その他の施設  
697. 修繕打正  
698. その他  
699. その他の施設  
700. 修繕打正  
701. その他  
702. その他の施設  
703. 修繕打正  
704. その他  
705. その他の施設  
706. 修繕打正  
707. その他  
708. その他の施設  
709. 修繕打正  
710. その他  
711. その他の施設  
712. 修繕打正  
713. その他  
714. その他の施設  
715. 修繕打正  
716. その他  
717. その他の施設  
718. 修繕打正  
719. その他  
720. その他の施設  
721. 修繕打正  
722. その他  
723. その他の施設  
724. 修繕打正  
725. その他  
726. その他の施設  
727. 修繕打正  
728. その他  
729. その他の施設  
730. 修繕打正  
731. その他  
732. その他の施設  
733. 修繕打正  
734. その他  
735. その他の施設  
736. 修繕打正  
737. その他  
738. その他の施設  
739. 修繕打正  
740. その他  
741. その他の施設  
742. 修繕打正  
743. その他  
744. その他の施設  
745. 修繕打正  
746. その他  
747. その他の施設  
748. 修繕打正  
749. その他  
750. その他の施設  
751. 修繕打正  
752. その他  
753. その他の施設  
754. 修繕打正  
755. その他  
756. その他の施設  
757. 修繕打正  
758. その他  
759. その他の施設  
760. 修繕打正  
761. その他  
762. その他の施設  
763. 修繕打正  
764. その他  
765. その他の施設  
766. 修繕打正  
767. その他  
768. その他の施設  
769. 修繕打正  
770. その他  
771. その他の施設  
772. 修繕打正  
773. その他  
774. その他の施設  
775. 修繕打正  
776. その他  
777. その他の施設  
778. 修繕打正  
779. その他  
780. その他の施設  
781. 修繕打正  
782. その他  
783. その他の施設  
784. 修繕打正  
785. その他  
786. その他の施設  
787. 修繕打正  
788. その他  
789. その他の施設  
790. 修繕打正  
791. その他  
792. その他の施設  
793. 修繕打正  
794. その他  
795. その他の施設  
796. 修繕打正  
797. その他  
798. その他の施設  
799. 修繕打正  
800. その他  
801. その他の施設  
802. 修繕打正  
803. その他  
804. その他の施設  
805. 修繕打正  
806. その他  
807. その他の施設  
808. 修繕打正  
809. その他  
810. その他の施設  
811. 修繕打正  
812. その他  
813. その他の施設  
814. 修繕打正  
815. その他  
816. その他の施設  
817. 修繕打正  
818. その他  
819. その他の施設  
820. 修繕打正  
821. その他  
822. その他の施設  
823. 修繕打正  
824. その他  
825. その他の施設  
826. 修繕打正  
827. その他  
828. その他の施設  
829. 修繕打正  
830. その他  
831. その他の施設  
832. 修繕打正  
833. その他  
834. その他の施設  
835. 修繕打正  
836. その他  
837. その他の施設  
838. 修繕打正  
839. その他  
840. その他の施設  
841. 修繕打正  
842. その他  
843. その他の施設  
844. 修繕打正  
845. その他  
846